

一人ひとりの子どもを
大切にすゑる学校をめざして Ⅲ

～不登校の現状と対策～

川崎市教育委員会

不登校のとらえ方と学校教育の役割

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」と、文部科学省の調査※では定義されています。

現在、不登校は、いじめや発達障害、保護者による虐待などが背景にあるケースなど、質的に多様化が進んでいます。こうした事態を受け、不登校はもはや特別な状況下で起こるのではなく「どの子にも起こり得る」ととらえることの必要性が確認されています。

※文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(不登校の状況)」において、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的理由による者を除いた数を、不登校児童生徒数として計上しています。

不登校解決の最終目標は社会的自立

不登校の解決にあたっては、「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえることが大切です。ここでいう「進路の問題」というのは、狭義の進路選択という意味ではなく、不登校の児童生徒が一人ひとりの個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく活動への援助をいいます。つまり「進路の問題」とは、「社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援」と言い換えることもできるでしょう。

他方、具体的な進路指導においては不登校児童生徒が自らの進路について主体的にとらえるために、多様な中学・高等学校教育制度の情報を提供することも重要になっています。それと同時に増加しつつある中途退学者者に対しても、新たな進路を開拓するために多角的な視野からの援助や指導が必要とされます。このように学校には、社会に児童生徒を送り出していく準備をする機関としてより広い役割が求められています。

すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して

不登校児童生徒の学校復帰を目指すにあっても、また不登校の予防・開発的な対応という視点からも、学校教育をより一層充実させるための取り組みを展開することが大切です。「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「すべての児童生徒にとって居心地のいい学校」になるという視点から、すべての児童生徒が楽しく通えるような学校教育が目指されるべきだと考えられます。とりわけ入学・進学など、成長の節目においては学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮が求められます。

平成23年度文部科学省発行『生徒指導提要』より

地域や専門機関との支援ネットワークの構築

<地域や専門機関とのネットワークモデル図>

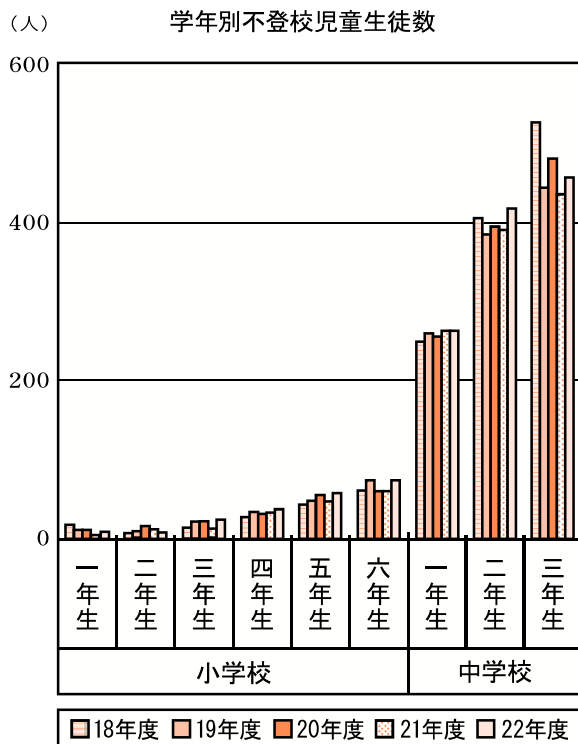
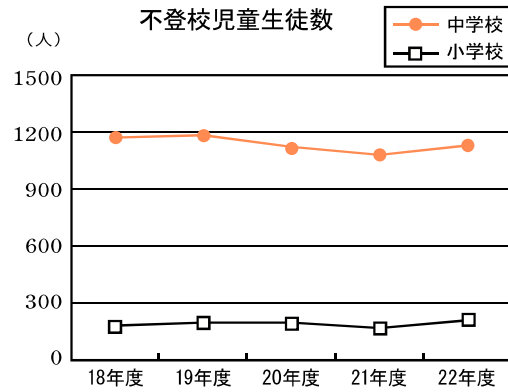


不登校については原因も状態像も複雑化・多様化している現状において、学校だけで対応しようとするのではなく、教育委員会や総合教育センター(教育相談センター)、区役所子ども支援室、児童相談所等の公的機関の他、地域、NPO、民間施設とも積極的に連携し、対応にあたることを求められています。

モデル図内の地域登校支援連絡会(仮称)は、既存の就学奨励委員会等の主任児童委員・民生委員が出席する会議に、登校支援の視点を加えた連絡会議をイメージしたものです。今後、学校が主体的に、各学校や地域の実情に合わせた連絡会議の設置によるネットワークの構築を推進することが大切です。

川崎市における不登校の現状

平成22年度文部科学省の調査結果から、不登校児童生徒数は小学校213人、中学校1140人で、ともに前年度よりもわずかに増加しています。この数値を全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合で考えると、小学校で333人に1人、中学校で23人に1人の割合です。グラフからもわかるように、ここ数年多少の増減があるものの高い数値での推移が続いています。



学年別の不登校児童生徒数の状況を見ると、小学校4年生以降の出現率が高く、学年が進むにつれて増加し続けます。特に、小学校6年生から中学校1年生の段階で増加が顕著であることがわかります。これは、環境等の変化への不適應から不登校になってしまう、いわゆる「中1ギャップ」といわれている現象です。

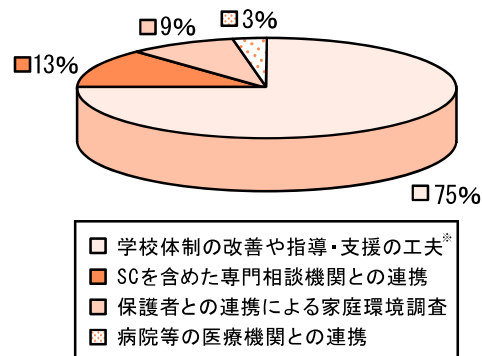
小学校在籍時には不登校のサインを見せていなかった生徒が、中学校入学後に不登校状態となることもあります。国立教育政策研究所の調査結果では、中学校1年生の不登校生徒の6割以上が小学校4～6年生までの3年間に、「病気やその他を理由とする長期の欠席」や「頻繁な遅刻や早退」「保健室等の別室登校」の繰り返しなどのサインを見せていることがわかっています。

小学校では、各学年の接続の際に、一人ひとりの児童の状況をしっかりと把握し、適切な指導や支援を行うことや、「小学校4～6年生までの欠席等の状況や不登校の経験の有無等の情報」を中学校に引き継ぐことが大切です。また中学校では、小学校からの情報をもとに受け入れ準備をすすめ、きめ細かな配慮をすることや中学校入学後の一人ひとりの状況を丁寧に見極め、指導や支援をしていくことが必要です。

「指導の結果、登校するまたはできるようになった児童生徒」の割合は、小学校が30%、中学校が40%となっています。学校の措置として特に効果のあったものは、小・中学校ともに「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」、「登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした」等の家庭や本人に対するアプローチや、教師や友人との信頼関係を改善するためのアプローチが多いことがわかります。中学校では「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」も多く、外部機関との連携が効果をあげていることがわかります。

不登校の未然防止や早期発見・早期対応の視点からも、不登校児童生徒の登校再開へ向けた支援の視点からも、学校が児童生徒や保護者に対して積極的にかかわり続けることが求められています。

「指導の結果、登校するまたは登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置



このグラフでは文科省調査の16項目を4項目に統合してあります。
 ※学校体制の改善や指導・支援の工夫の例:「全教師の共通理解による指導」「友人関係や教師との関係改善」「家庭訪問による指導・援助」「授業改善や個別指導の充実」「保健室登校等の配慮」等

不登校の未然防止

学校全体の指導・支援体制の充実を図りましょう。

不登校を未然に防ぐためには、学校が組織的に対応にあたる必要があります。そのためには、校長のリーダーシップのもと学校全体の指導体制の充実を図り、児童生徒を支援する取り組みが大切です。

- <例> ■教職員の共通理解のもとで、一貫した指導・支援にあたるための『登校支援記録票』*の作成と活用
※『登校支援記録票』等は教育委員会および総合教育センターのホームページに掲載されています。
- 児童生徒の抱える問題に関する情報の教職員間での共有化
 - 複数の教職員で編成した登校支援チームによる対応
 - 教育相談体制の整備(しくみや相談室の環境)
 - 事例研究等を含めたスクールカウンセラーとの連携
 - 保健室など教室以外での児童生徒の受け入れ体制の確立

児童生徒の心の居場所となる学校・学級づくりを目指しましょう。

児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実感を得られる「心の居場所」、児童生徒が社会性を身につける「絆づくりの場」として、魅力ある学校・学級づくりが大切です。不登校の傾向が見え始めた児童生徒に対しても、不登校状態になることを抑止できる安心感・充実感の得られるようないきいきとした活動の場がある学校・学級を目指すことが重要です。

- <例> ■居場所づくりができる学級編成や特別活動の充実
- 「社会性の育成」をねらいとした『かわさき共生*共育プログラム』等の効果的な活用
 - 児童生徒の理解の状況や習熟の程度に応じた「わかる授業」の実施(授業力向上)と学業不振の児童生徒への個別指導の充実
 - 「いじめや暴力行為を許さない」「教職員による体罰などの人権侵害は絶対に行わない」学校・学級づくりの推進

教師個々の指導力の向上に努めましょう。

教職員は、児童生徒に対する自らの影響力を自覚して指導にあたるのが大切です。また、初期段階での対応が適正にできるように、関連する他分野の基礎知識を身につけることが求められています。

- <例> ■適切な働きかけ、かかわりの重要性を認識したうえでの指導・支援
- 児童生徒のありのままの姿を受け入れ、粘り強く聞く姿勢をもつ共感的理解の基本姿勢の確立
 - 児童生徒が将来の自らの生き方について考えるきっかけづくり
 - 児童生徒が存在感や自己実現の喜びを実感できるような学級経営等の工夫
 - 複数の教職員による継続的なかかわり
 - 不登校に関連する他分野(精神医学、発達障害、児童虐待、ひきこもり等)についての基礎的な知識の習得

小中連携による継続的な支援を大切にしましょう。

中学校1年生での不登校の未然防止のためには、中学生になってから対策を講じるのではなく、小学校段階から情報を共有し、小中学校が連携しながら取り組むことが大切です。

- <例> ■中学校1年生の小学校4～6年生までの遅刻・早退等を含めた出席状況の情報交換
- 相互授業参観や児童生徒理解にかかわる共同研修の実施
 - 体験入学などによる中学校入学時の不安解消

特別支援教育の視点から①

二次的障害としての不登校

◆発達障害と不登校

不登校との関連で新たに指摘されている課題として、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)等があります。これらの児童生徒は、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校にいたる事例は少なくないとの指摘もあります。

◆学校不応

発達障害のある児童生徒の学校不応については、障害による行動特性と周囲の誤解や無理解の悪循環の中で生じ、適切な対応がなされなければ二次的障害としての不登校につながる可能性が高いとされています。こうした児童生徒の自尊感情を向上させ、集団の中で必要とされていることを実感させることが重要となってきます。

◆校内外の連携体制の早期構築

支援は担任を中心として、すべての教職員の理解と協力、家庭での子どもとのかかわりも重要なことから保護者も含めたチームでの対応が必要となります。特別支援教育コーディネーターが校内の支援対象児童生徒の情報を集約し、必要に応じてSC(スクールカウンセラー)をはじめ、児童相談所、発達相談支援センター等外部機関との連携も視野に入れて包括的な校内支援体制を早期に確立し、必要な支援を行うことが不登校の未然防止や改善に大きく影響すると考えられます。

不登校のサインに敏感になりましょう。

不登校の早期発見・早期対応のためには、児童生徒の発するサインに対して、教職員が敏感になる必要があります。一人ひとりの児童生徒及び学級集団の様子の観察や保護者との連絡などから、サインを受け止めましょう。教職員のかかわりや配慮、また学校と保護者との連携によって状況が改善されることがあります。

不登校のサイン例

- 月3日以上連続や断続の欠席がある。
- 週1～2日程度の定期的な欠席がある。
- 遅刻や早退が増加している。
- 授業に集中できず、ぼんやりしている。
- 体調不良を訴え、保健室の利用回数が増える。
- 昼食を食べたがらなくなる。
- 登校前に体調不良を訴えるようになる。
- 家庭環境に変化があった。

教職員に望まれるのは積極的なかかわりです。

児童生徒の欠席日数が増えない学校の特徴として「教職員が不登校児童生徒に積極的にかかわろうとする」ことが明らかになっています。

サインに気づいたら積極的に働きかけましょう。

- ・不登校初期に、最もかかわれるのは教職員です。様子を見るのではなく、働きかけをして反応を確認しましょう。
- ・保護者からの病欠等の欠席連絡があっても、3日以上続くようなら、本人に会ってみましょう。

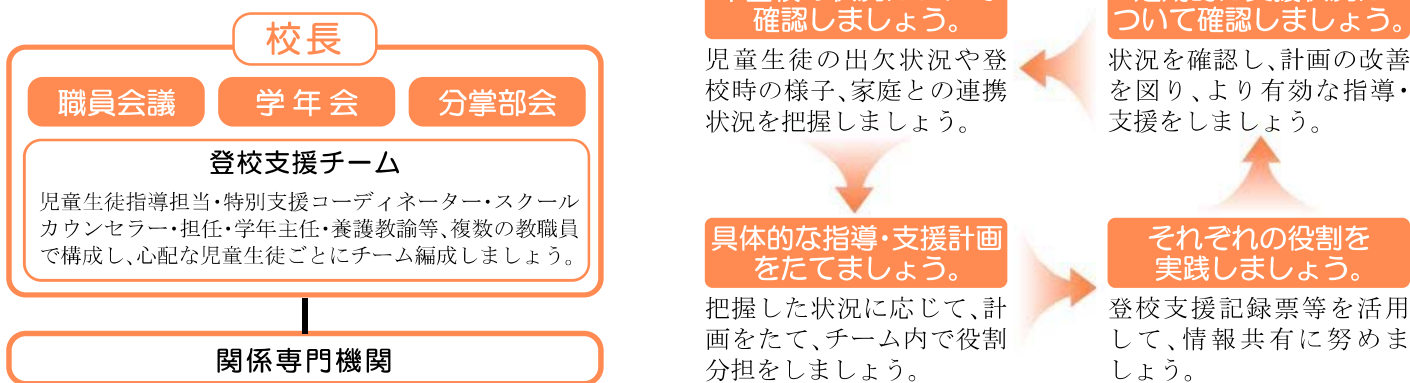
保護者との連携を深めましょう。

欠席が目立ち始めている児童生徒の保護者には、共感する姿勢で対応しましょう。学校からの配付物等の情報を適切に伝達できるように配慮しましょう。

複数の教職員で登校支援チームとしてかかわり続けましょう。

不登校のサインに気づいたら、担任が単独で対応するのではなく、他の教職員に相談しましょう。それがチーム支援の第一歩になります。定期的にミーティングを行い、具体的な支援を推進しましょう。学校外の専門機関との連携に際しては、必ず管理職に相談し、管理職の了解のもと行います。

〈登校支援チームモデル図〉



特別支援教育の視点から②

学習環境を整えることの大切さ

世界保健機関で採択された国際生活機能分類では、障害は個人要因だけでなく、環境要因との相互作用により生じるとしています。車いす利用者にとってのスロープのように、環境を整えば障害を意識せずに生活することが可能となります。同じように、発達障害のある子どもの困難さを軽減し、生活しやすくするためには個のニーズに合った環境を設定することが欠かせません。学校が居心地のいい、安心できる環境に整えられていることは、不適応としての不登校の未然防止につながります。

◆学級で行う環境調整

- * 具体的で簡潔な表現で、わかりやすい環境
 - * 居心地がよく集中しやすい環境
 - * 学習方法を工夫し、達成しやすい環境
- 【例】 ルールや仕組みの丁寧な説明。写真など視覚的な提示等。
 【例】 音や室温の調整。掲示物の配置や座席の位置の配慮等。
 【例】 パソコン等の代替手段の提供。得意な能力を生かす学び方等。

◆社会性の育成

社会性が未熟な子どもの場合、学年が上がり対人関係が複雑になるにつれて、他者とうまくかかわれなくなる可能性が高くなります。学級の中で譲り合うこと・認め合うことなど、他者との望ましいかかわり方を計画的に指導し、その子を含めた集団全体の社会性を向上させることが必要です。学習環境をわかりやすく整え、子ども達の社会性を育成し、学校を安心できる居場所とすること。これがすべての子どもに必要なことなのです。

不登校が顕著な段階の対応

かかわり続けることが大切です。

欠席が長期になると回復に時間を要することもあります。最も葛藤しているのは子どもと保護者であることを前提に考えましょう。信頼関係をつくるためにも、粘り強く、誠実にかかわり続けることが大切です。

子どもとのかかわりについて

子どもの思いを受けとめることが大切です。原因を探ろうとせずに、子どもとの関係づくりを大切にし、今の状態を理解し、受け止めるよう努めましょう。

保護者とのかかわりについて

保護者の言葉に耳を傾け、心からねぎらい、寄り添う姿勢で対応しましょう。安心して相談できる関係をつくるのが大切です。保護者の気持ちが安定することで、子どもの気持ちも安定することがあります。

家庭訪問等を通して子どもや保護者との関係を深めましょう。

家庭訪問を行う際は、子どもや保護者に負担を感じさせないよう配慮することが大切です。子どもから面接を拒絶されるような場合、保護者と連絡を取り合うなどして、かかわりを持ち続けることが大切です。

家庭訪問は事前にアポイントをとりましょう。

約束した訪問日時を守り、1回30分程度とし、子どもや保護者の負担感を軽減できるように配慮しましょう。

心にゆとりをもって、子どもに接しましょう。

子どもが興味をもっていることや好きなことなどを話題にして、ゆったりとした時間を過ごしましょう。

温かな気持ちを伝えましょう。

子どもに会えなくても、手紙を渡すなどして、気持ちを伝えるようにしましょう。プリント類は欠席していても内容が分かるように説明を添えるなど、温かい配慮を心がけましょう。

保護者の気持ちに寄り添いましょう。

- ・子どもから面接を拒絶されたとしても、かかわりを絶やさず、かかわり方を修正し、子どもと保護者の気持ちを支えていきましょう。進路に関する情報は過剰負担にならないよう配慮し、必要な情報を確実に伝えましょう。
- ・別室登校等の「学校ができること」を提案し、理解を得るようにしましょう。

学校外の専門機関とのネットワークで支援しましょう。

不登校を学校だけで解決・改善できる問題とせず、子どもの学校生活の再開や将来的な社会的自立を目指して、学校外の専門機関と連携を図ることが大切です。不登校状態にある子どもが、今の学級には復帰することが難しい場合、または復帰する意思がない場合には、家庭へのひきこもり状態を避けるためにも、保護者に対して関係専門機関を紹介できるようにし、協働できる体制を構築しましょう。

学校が専門機関とともに支援していくことを理解してもらいましょう。

保護者に専門機関を紹介する際に、「学校から見放された」という印象や誤解を与えることなく、子どもの将来にとって望ましい在り方を一緒に考えようとする姿勢を強く示す必要があります。それぞれの機関の特性を十分に説明することも重要です。

学校としてのかかわりを継続させましょう。

各専門機関とは、日常的に「顔の見える関係」をつくり、具体的な連携の際に、より有効な支援ができるようにしましょう。また、子どもや保護者へは学校としての直接的なかかわりを継続させましょう。

支援ネットワーク構築のために①

専門機関の特性を理解しましょう

川崎市総合教育センター教育相談センター

不登校相談

電話相談、来所による面接相談、家庭訪問相談によって、児童生徒や保護者から不登校に関する相談を受けています。ただし、家庭訪問相談については、対象が通常の学級在籍の小・中学生に限られます。相談方法を迷った場合には、まず電話相談を利用してください。

ゆうゆう広場(適応指導教室)

「学校には行けないけれど、同世代の仲間とかかわりたい」という通常の学級に在籍する小中学生を対象にした少人数による集団活動の場です。市内5ヶ所があり、通級場所は地理条件等を考慮し、選ぶことができます。必ず保護者が申し込んでください。

区役所こども支援室

子どもの悩みや子育ての相談を、保健師・家庭相談員・子ども教育相談員らが受けています。また、家庭からの相談だけでなく、学校からの相談も受けています。こども支援室に配置されている区・教育担当と連携しながら対応をすすめています。

登校へ向けたサインを感じとりましょう。

「登校へ向けたサイン」を見逃すことがないように、家庭と連絡を取り合しましょう。心的エネルギーが充たされて登校へと気持ちが向いているか、本人の状態を慎重に見極めることが重要です。

登校へ向けたサイン例

- 表情が柔らかくなる。
- 穏やかな言葉遣いをするようになる。
- 将来の話をするようになる。
- 暇をもて余す様子がうかがえる。
- 生活リズムが整ってくる。
- 電話で対応できるようになる。
- 少しずつ外出できるようになる。
- さっぱりした髪や服装になる。
- 教師と会うことができ、会話も進むようになる。

「あせる」気持ちをおさえましょう。

- ・登校へ向けたサインが表れると、すぐにでも登校できるようになると思いがちです。教師は、保護者の気持ちに寄り添いながら、慎重な対応を図っていくことが求められます。
- ・今の子ども状態の把握に努めます。教師は子どもの今の気持ちを、言葉や表情、態度やしぐさなどから敏感に感じ取る必要があります。

登校に向けた体制を整えましょう。

登校しようとする子どもは、計り知れぬ不安と緊張感でいっぱいです。教師はそのような気持ちを理解し支えましょう。また、安心して登校できる様々な配慮や受け入れ体制を学校全体で整備する必要があります。

配慮が必要な事項例

- 登校練習：放課後などの登校を促してみます。教師や保護者等と教室に入って過ごしてみるなど、環境に徐々に慣れさせることも必要です。
- 別室登校：教室以外の居場所を勧めることも考えられます。その際、チャイムなどによって時間の枠を意識させます。過ごし方については本人と相談して、決めるようにします。
- 対人関係：本人にとって安心して過ごせるメンバーで構成した少人数グループ(4人組程度)での活動を通して、徐々に関係性を広げていきます。
- 学習支援：取り組みやすい課題を用意するなど、個別の学習指導計画をたてましょう。本人が達成感を得やすく、教師との関係性を築くことにもつながります。
- その他：登校再開の初期段階では、登下校や学習時間を調整することも必要になります。また、教室での座席配置など、細やかな点への配慮を心がけましょう。

さりげなく、温かく、そしてきめ細かな配慮のもと受け入れましょう。

- ・登校した子どもには、さりげなく、温かな受け入れ方が重要になります。「休まずに頑張れ」などの負担感を増すような言葉かけや休んだ理由を聞き出そうとするということのないように、全教職員、学級でかかわりのある子どもたちに理解と協力の要請をしておきます。
- ・教師は、学校での子どもの様子の把握に努めます。また、保護者と十分に連絡を取り合い、一緒に子どもを支え続けようとするかかわりが大切です。

スクールソーシャルワーカー SSW

ソーシャルワーク(福祉)的なアプローチによって、学校を基盤とした関係機関等とのネットワークを活用し、子どもたちの生活の質を高めるための環境調整のサポートを行っています。川崎市では、各区・教育担当に配置されていて、保護者からの相談を受けて、学校から各区・教育担当への要請により対応しています。

児童相談所

18才未満の児童に関して、「家庭や学校からの相談への対応」「児童や家庭に関する必要な調査や、医学・心理学・教育学・社会学及び精神保健上の判定」「一時保護」を行っています。近年では、児童虐待に関する対応の件数が急増しています。川崎市には、こども家庭センター・中部及び北部児童相談所の3ヶ所があります。

精神保健福祉センター

こころの健康や悩み、病気や障害について、相談者やその周囲の人達のサポートを行っています。「心の電話相談」及び「思春期」「うつ病」「社会的ひきこもり」の他に、「薬物依存症」「アルコール依存症」などに関する相談を行っています。

※子ども専門の相談機関ではありません。

不登校等に関する相談

年末・年始や休日及び時間帯によって開設していない窓口もあります。

川崎市総合教育センター 教育相談センター

◇24時間電話相談 TEL044-522-3293(毎日)

◇一般電話相談

「塚越相談室」TEL044-541-3633(毎日9:00～18:00)

「溝口相談室」TEL044-844-3700(月～金9:00～16:30)

◇子ども電話相談

TEL044-844-6700(月～金9:00～16:30)

◇不登校家庭訪問相談

TEL044-522-3534(月～金9:00～17:00)

川崎市教育委員会 指導課 (月～金9:00～16:15)

◇「教育相談室」TEL044-200-3288～3289

川崎市児童相談所 (月～金8:30～17:00)

◇こども家庭センター(川崎市・幸区・中原区)

TEL044-542-1234

◇中部児童相談所(高津区・宮前区) TEL044-877-8111

◇北部児童相談所(多摩区・麻生区) TEL044-931-4300

川崎市児童・青少年電話相談

TEL044-542-1567(月～金9:00～20:00)

区役所 こども支援室 市外局番はすべて044

<こども教育相談>(月～金9:00～16:30)

◇川崎区役所 TEL201-3313

大師支所 TEL271-0150 田島支所 TEL322-1999

◇幸区役所 TEL556-6693 ◇中原区役所 TEL744-3238

◇高津区役所 TEL861-3259 ◇宮前区役所 TEL856-3240

◇多摩区役所 TEL935-3431 ◇麻生区役所 TEL965-5303

川崎市精神保健福祉センター

TEL044-201-6742(月～金9:00～12:00、13:00～16:00)

川崎市発達相談支援センター

TEL044-223-3304(月～金9:00～17:00)

神奈川県立青少年サポートセンター

◇青少年サポートプラザ TEL045-242-8201

(年末年始と月曜日を除く9:00～12:00、13:00～16:00)

不登校児童生徒への支援機関

ゆうゆう広場(適応指導教室)

TEL044-544-6381(月～金9:30～16:00)

問い合わせや相談は、すべてこの電話で受け付けます。

◇ゆうゆう広場【さいわい】

◇ゆうゆう広場【みゆき】

◇ゆうゆう広場【なかはら】

◇ゆうゆう広場【たま】

◇ゆうゆう広場【あさお】

相談指導学級

◇臨港中学校 TEL044-333-5537

◇西中原中学校 TEL044-766-2225

NPO法人

◇教育活動総合サポートセンター TEL044-877-0553

◇フリースペースたまりば

川崎市子ども夢パーク内「フリースペースえん」

TEL044-850-2055

不登校に関する参考文献

川崎市教育委員会

◇『児童生徒指導ハンドブック』 平成16年3月

『かわさき共生＊共育プログラム』 平成22年3月

神奈川県教育委員会

◇『登校支援のポイントと有効な手立て』平成20年6月

◇『不登校対策検討委員会 報告書』 平成23年5月

神奈川県総合教育センター

◇『ティーチャーズガイドⅡ

チームで取り組む日々の実践と不登校への対応』

平成17年3月

児童生徒指導ハンドブック

インターネットでも内容の一部が確認できます。

検索

文部科学省

◇『生徒指導提要』

平成22年3月

国立教育政策研究所 生徒指導研究センター

◇『中1 不登校の未然防止に取り組むために』平成17年7月

◇『中1 不登校調査 再考』 平成21年3月

◇生徒指導資料 第2集

『不登校への対応と学校の取組について』 平成16年7月

『一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして〔Ⅲ〕～不登校の現状と対策～』

発行：第1版 平成23年10月

第2版 平成24年3月

川崎市教育委員会 学校教育部 指導課

〒210-0004川崎市川崎区宮本町6

TEL044-200-3247

川崎市総合教育センター 教育相談センター

〒213-0001川崎市高津区溝口6-9-3

TEL044-844-3700